

諮問第208号の答申
社会教育調査の変更について

本委員会は、諮問第208号による社会教育調査（以下「本調査」という。）の変更（令和9年度に実施する調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

令和8年8月18日付け8文科教第925号により文部科学大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、…（2回目の部会結果を踏まえて追加）

(2) 理由等

ア 報告義務者等の変更（博物館調査票）

- a 博物館調査票では、博物館法（昭和26年法律第285号）に規定する博物館等を調査対象としているところ、本申請では、報告義務者及び調査系統に係る記載において、地方独立行政法人^{（注1）}が設置する博物館も調査対象に含まれる旨を明記する変更を計画している（報告義務者に係る調査計画の記載の変更については、図表1のとおり。調査系統に係る記載においても、同様の変更を計画している）。

変更の理由は、令和5年4月に施行された博物館法の改正により、公立博物館の設置者として地方独立行政法人が追加されたことによるものである。

（注1）地方独立行政法人とは、地方公共団体が設置し、大学、病院、試験研究機関、文化施設などの公共サービスを効率的・効果的に提供するための法人である。

図表1 報告義務者の変更

変更案	現行
4 報告を求める個人又は法人その他の団体 （3）報告義務者 ③ 博物館調査票 （ア）（略） （イ）都道府県立、市町村立及び私立の博物館、指定施設及び博物館類似施設（都道府県（市町村）が設立団体である地方独立行政法人が設置する <u>博物館</u> 、指定施設及び博物館類似施設を含む。）の長	4 報告を求める個人又は法人その他の団体 （3）報告義務者 ③ 博物館調査票 （ア）（略） （イ）都道府県立、市町村立及び私立の博物館、指定施設及び博物館類似施設（都道府県（市町村）が設立団体である地方独立行政法人が設置する指定施設及び博物館類似施設を含む。）の長

- b 今回の変更に至る経緯について、調査実施者である文部科学省は、以下のように説明している。

・前回調査（令和6年度調査。以下同じ。）の計画立案時において、地方独立行政法人が設置する公立博物館がないものと認識していたため、当該博物館に係る調査計画の変更ま

(案)

では必要ないものと認識していた。

- ・しかし、前回調査の中間報告の際に表間の不一致が生じたことから再確認を行ったところ、地方独立行政法人が設置する公立博物館が（令和6年度調査において5施設）存在することが判明した。
- ・このため、令和6年度調査の結果については、速やかに総務省と連携の上、確報値に算入しつつ、調査計画上の明確化については、令和9年度調査に係る計画変更時に合わせて行うこととした。

- c 今回予定されている変更については、博物館法の改正を踏まえ、調査計画の記載を正確に漏れなく記載しようとするものであることから、適当である。

イ 調査事項の変更

(ア) 首長部局における社会教育関係事務に従事する職員数に係る設問の追加（社会教育行政調査票）

（2回目の部会結果を踏まえて判断）

(イ) 社会教育委員数及び社会教育関係指導員数の内訳として、「社会教育士」の称号を有する者の数を追加（社会教育行政調査票）

- a 社会教育行政調査票では、これまで、社会教育に関する諸計画の立案等を行う社会教育委員及び社会教育主事を補佐し、地域における社会教育活動を支援する社会教育関係指導員について、その人数を把握してきたところ、本申請では、**図表2**のとおり、社会教育委員及び社会教育関係指導員として活動している者のうち、社会教育士^(注2)の称号を有する者の数を内数として新たに把握する計画である。

(注2)「社会教育士」とは、地域づくりや人づくり、学びの支援に関する専門的な知識・技能を身につけた人に与えられる称号である。令和2年度に創設されたものであり、文部科学省が委嘱した機関の社会教育主事講習を修了するなどの方法により、称号を取得することができる。

図表2 調査票の変更案（例：社会教育委員数の部分）

5 社会教育委員

(1) 社会教育委員数(人)

区 分	男			うち社会教育士の称号を有する者	女			うち社会教育士の称号を有する者
① 学校教育関係者								
② 社会教育関係者								
③ 家庭教育の向上に資する活動を行う者								
④ 学識経験者								
⑤ その他条例で定める者								
①～⑤のうち、青少年に関する事項について指導助言する者								

- b 今回予定されている変更については、令和2年度の制度創設以降、社会教育士の養成が進展していることを踏まえ、社会教育委員及び社会教育関係指導員として活動する者にお

(案)

ける称号保有者の実態を把握するものであることから、適当である。

(ウ) アクセシブルな図書等に係る設問を追加（図書館調査票）

- a 図書館調査票では、図書館の面積や施設・設備等の基本的事項のほか、図書館における事業の実施状況や利用状況等の運営状況を把握しているところ、本申請では、アクセシブルな図書等の整備状況及び利用状況を把握するため、近年利用が拡大しているデージー図書^(注3)の保有数やデージープレイヤーの保有の有無及び録音図書等の貸出数に関する調査事項を追加することを計画している。

(注3) デージー (DAISY) とはDigital Accessible Information Systemの略で、「アクセシブルな情報システム」と訳されるデジタル録音図書の国際標準規格 (ANSI/NISO Z39.86-2005) をいう。

- b 近年、視覚障害者等の読書環境の整備が重要な課題となる中、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(令和元年法律第49号。以下「読書バリアフリー法」という。)が制定され、障害の有無にかかわらず誰もが読書を通じて知識や文化にアクセスできる社会の実現が求められている。また、読書バリアフリー法第7条に基づく「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」(令和7年3月策定。以下「第二期計画」という。)においては、「公立図書館等におけるアクセシブルな書籍等の冊数」が施策の進捗状況を確認する指標の1つとして設定されており、視覚障害者等の読書環境に関する実態の把握が求められている。
- c 今回予定されている変更については、読書バリアフリー法に基づく第二期計画において求められている視覚障害者等の読書環境に関する実態把握に資するものであることから、適当である。

(エ) 施設の団体利用の内訳に「障害者団体」の欄を追加（公民館調査票及び青少年教育施設調査票）

- a 公民館調査票及び青少年教育施設調査票においては、施設の利用状況について、団体利用及び個人利用の利用者数等を把握するとともに、団体利用については、利用団体の区分ごとの利用者数等を把握しているところ、本申請においては、公民館及び青少年教育施設における団体利用の状況について、「障害者団体」の区分を新たに設けることを計画している。
- b 共生社会の実現に向けた障害者等の社会教育の推進方策が検討されている中、文部科学省においては、社会教育施設を活用した障害者向け学習プログラムの開発等に取り組んでいるところであり、本件の追加は、その基礎資料の一つとしての利活用が想定されることから、適当である。
- c なお、審議の過程においては、既存の区分（「成人団体」など）も含め、団体ごとの定義や相互関係が分かりにくく、報告者において正確な回答が難しいのではないかと指摘が

(案)

あった。これについては、文部科学省に対し、それぞれの区分にどのような団体が計上されるのか、報告者が正確に回答できるよう、記入の手引き等で丁寧に説明することが望まれる。

d また、… **(2回目の部会結果を踏まえて判断)**

(オ) 各施設における「受動喫煙防止のための対策の方法」に係る設問を削除

(社会教育行政調査票以外の全ての調査票)

- a 本調査では、健康増進法（平成14年法律第103号）の制定等を踏まえ、平成17年度調査から各施設の調査票において、受動喫煙防止対策の実施状況を把握してきたところ、本申請では、各施設における「受動喫煙防止のための対策の方法」に係る設問を削除することを計画している。
- b これについて文部科学省は、令和2年4月の健康増進法の改正により、多数の者が利用する施設について原則的に屋内禁煙とするほか、罰則が導入されるなど、受動喫煙防止対策の更なる推進・強化が図られ、**図表3**のとおり、最新の状況を見ても多くの社会教育施設において受動喫煙防止対策が定着している状況にあることから、当該事項を継続的に把握する意義が相対的に低下したためであると説明している。

図表3 各施設における受動喫煙防止対策実施状況（令和6年度本調査結果）

公民館	公民館類似施設	図書館	博物館	博物館類似施設
83.3%	95.1%	99.4%	96.4%	96.8%
青少年教育施設	女性教育施設	社会体育施設	劇場・音楽堂等	生涯学習センター
90.3%	94.4%	80.2%	97.3%	98.0%

(注) 施設総数のうち、「施設敷地内における全面禁煙措置」、「建物内における全面禁煙措置」、「建物内における分煙措置」のうち「喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないように措置している」を合計した施設数の割合

- c 今回予定されている変更については、受動喫煙防止対策が法制度の整備等を通じて社会教育施設において定着している状況を踏まえ、本調査において継続的に当該事項を把握する必要性が低下したことによるものであることから、適当である。

(カ) 各施設における「ボランティア登録数」について男女別把握から総数把握に変更

(社会教育行政調査票及び女性教育施設調査票以外の調査票)

(2回目の部会結果を踏まえて判断)

(キ) 各施設における「学級・講座」に係る「対象別」欄の削除

(社会教育行政調査票、公民館調査票、生涯学習センター調査票)

- a 本調査においては、教育委員会、首長部局、公民館及び生涯学習センターが実施する社会

(案)

教育学級・講座について、実施件数及び受講者数を把握している。このうち実施件数については、学習内容区分別の主催等の件数に加え、「青少年」「成人一般」等の対象別の内訳についても把握してきたところ、本申請では、社会教育学級・講座の実施件数の内訳として把握している対象別の項目を削除することを計画している。

b 文部科学省は、これまで、対象を限定した委託事業やモデル事業を実施する際に、その実施状況を把握するための参考資料として本調査項目を活用していたものの、現在はこうした対象を限定した事業を実施しておらず、本調査において継続的に把握する必要性が低下しているためであると説明している。

c 今回予定されている変更については、対象別の実施件数に係る行政上の利活用ニーズが低下し、報告者負担をかけて引き続き把握する必要性が低下したことによるものであることから、適当である。

ウ 報告者数の変更や調査方法等に係る記載の適正化

a 本申請では、上記（１）（２）のほか、**図表４**のとおり①報告者数、②報告を求めるために用いる方法及び③調査票情報の保存責任者を変更する計画である。

図表４ 調査計画におけるその他の変更

項目	変更案	変更前	変更理由・審査結果
４ 報告を求める個人又は法人その他の団体	(１) 報告者数 <u>81,427</u> (令和６年度社会教育調査実績) (内訳) 都道府県・市町村教育委員会 <u>1,851</u> 、公民館 <u>13,077</u> 、図書館 <u>3,412</u> 、博物館 <u>1,434</u> 、博物館類似施設 <u>4,791</u> 、青少年教育施設 <u>790</u> 、女性教育施設 <u>353</u> 、社会体育施設 <u>26,412</u> 、民間体育施設 <u>26,358</u> 、劇場、音楽堂等 <u>1,868</u> 、生涯学習センター <u>1,081</u>	(１) 報告者数 <u>79,989</u> (令和３年度社会教育調査実績) (内訳) 都道府県・市町村教育委員会 <u>1,794</u> 、公民館 <u>13,799</u> 、図書館 <u>3,398</u> 、博物館 <u>1,420</u> 、博物館類似施設 <u>4,831</u> 、青少年教育施設 <u>844</u> 、女性教育施設 <u>369</u> 、社会体育施設 <u>26,753</u> 、民間体育施設 <u>24,406</u> 、劇場、音楽堂等 <u>1,877</u> 、生涯学習センター <u>498</u>	前回調査の実績値に報告者数を更新するものであり、適当
６ 報告を求めるために用いる方法	(２) 調査方法 (略) 〔調査方法の概要〕 ア～オ② (略) オ③ オンライン調査システムによる調査票の提出については、文部科学省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された時をもって、調査票の取集の系統に従い、文部科学大臣、都道府県教育委員会又は市町村教育委員会に提出されたものとみなす。	(２) 調査方法 (略) 〔調査方法の概要〕 ア～オ② (略) オ③ オンライン調査システムによる調査票の提出については、文部科学省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された時をもって、調査票の取集の系統に従い、文部科学大臣又は都道府県教育委員会に提出されたものとみなす。	調査系統に沿って記載を適正化するものであり、適当

(案)

項目	変更案			変更前	変更理由・ 審査結果
11 調査票情報の保存期間及び保存責任者	調査票等	保存期間	保存責任者	調査票等	文部科学省における文書管理に係る定めに沿って記載を適正化するものであり、適当
	記入済み調査票	1年間	文部科学省総合教育政策局参事官(調査企画担当) 同上	記入済み調査票	
	調査票の内容を記録した電磁的記録	永年	同上	調査票の内容を収録した磁気媒体	

b 今回予定されている変更については、以下の理由から、適当である。

- ① 報告者数を最新の情報として前回実績値に更新するもの
- ② オンライン調査システムによる報告の提出について、調査系統に沿って記載を適正化するもの
- ③ 調査票の保存責任者について、文書管理に係る定めに沿って記載を適正化するもの

2 今後の課題

(2回目の部会結果を踏まえて判断)